

社会福祉学会第 24 回大会発表「要旨集」執筆について

11 月 5 日（土）に立正大学熊谷キャンパスで開催されます立正大学社会福祉学会第 24 回大会、口頭発表(発表 15 分質疑応答 5 分)、および、ポスター発表につきましては、下記の「立正大学社会福祉学会大会 講演要旨集」のレイアウトに従って要旨をまとめ、下記のメールアドレス宛に原稿を添付して提出してください。校正は実施いたしません。

記

執筆の要領: A4 版 2 枚、横書き、本文については下記のレイアウトの例を参考に Microsoft Word で 2 段組で作成してください。

申込み書提出期限 : 9 月 9 日（金）

要旨原稿提出期限 : 9 月 30 日（金）

※ 印刷の都合上、締め切り日厳守でお願いいたします。

提出先 : 立正大学社会福祉学会 大会準備委員会 担当教員：篠崎

提出方法 : メール shinozaki@ris.ac.jp

レイアウトの例

障害者自立支援法と地域生活支援センター ——利用者へのサービスの質の変化を中心に——

発表者名（所属）

キーワード（3 語から 5 語）

（本文 1 ページ目 35 行、2 ページ目 40 行程度）

はじめに

発表者は、精神障害者の社会福祉施設に位置づけられている「地域生活支援センター」（以下センター）に関わって 2 年になる。本報告では精神障害者の現場に飛び込み、日々感じている事象の一端を紹介していきたい。

I 地域生活支援センターの特性

①憩いの場提供：利用者（以下メンバー）の日中過ごす場。食事サービス提供、グループ・サークル活動等プログラムの展開②電話支援：24 時間 365 日の電話相談受付③個別支援：必要なメンバーには定期面接、同行校訪問、就労支援、社会適応訓練事業

II センター「憩いの場」の意味

当センターが力を入れているサービスは、メンバーが集う場である「憩いの場」の提供である。JR 高崎線鴻巣駅徒歩 3 分というアクセスの良さ、もとは商店兼住居のアットホームさ、広さを生かしたサービスは、特いなものと言える。発表者は憩いの場、日中の電話支援を主に担当している。

おわりに

発表者自身、精神障害者福祉制度の理解、援助技術は不完全で、プロパーになりきれていない。しかし、日々ダイナミックに展開するセンターの有り様、精神障害をもつ「生活者」達と時間をともにし、鍛えられる日々である。

参考文献